

広報



ちはやあかさか

平成18年(2006) 2月号

祝 成人おめでとう



▲1月9日、千早赤阪村成人式 (15ページに関連記事)

2006
2
No. 403

主 な 内 容	税のページ	2
	議会のページ	5
	特集 元気プランの取組み	11
	けんこうのページ	13
	みんなのひろば	14
	むらの話題あれこれ	15
	お知らせ	17

村・府民税、所得税の申告はお早めに

申告の受け付けが始まります(2月16日～3月15日)

1 村・府民税の申告が必要な人

平成18年1月1日現在、千早赤阪村に住んでおり、次の2以外の人で、昨年1年間(平成17年1月から12月)に収入のあった人

申告書は、公営住宅の申込、就園奨励費の補助、各種融資の所得証明、私立高校の授業料の軽減申請、国民健康保険料の算定などの各種証明の基礎資料になります。

昨年中に所得のない人(学生、病気、家事手伝いなど)や非課税所得(雇用保険、遺族年金、障害年金など)のみの人、申告がないと非課税証明書などの発行ができないため、証明書を必要とする融資や補助が受けられなくなります。送付された申告書裏面の無収入欄へ記入のうえ、押印して提出してください。

2 申告をしなくてよい人

給与所得者で給与以外に収入がなく、勤務先から村役場へ給与支払報

告書が提出されている人

● 税務署で所得税の確定申告をする人(納税相談の結果、確定申告の必要がなくなった人は、村・府民税の申告のみ必要)

3 申告に必要なもの

- 印鑑
- 給与収入のある人は、源泉徴収票(平成17年分)
- 営業や不動産収入のある人は収入の明細など所得のわかるもの
- 生命保険料、損害保険料の支払いのある人はその証明書

※村・府民税の申告書は2月上旬に税務課より郵送しますが、昨年度の実績で抽出していますので、申告する必要があるのでに申告書が届かない場合があります。申告書が届かない場合は、税務課まで連絡してください。

※おおもむね次の①②の条件に当てはまる人には、申告書を送付しません。

① 昨年度、村・府民税を特別徴収(給与天引き)されている人で引き続き勤務している人

申告受付日程

	月 日	時 間	場 所
申告受付期間	2月16日(木)～ 3月15日(水)	午前9時～ 午後5時30分	役場税務課
出張受付日	2月17日(金)	午後1時30分～3時	千早老人憩の家
	2月21日(火)	午前10時～ 午後3時	大阪南農協 旧千早支店
	2月22日(水)	午前10時～ 午後3時	いきいきサロン やまゆり(小吹台)

② 昨年度、確定申告した人

〈問い合わせ〉 税務課



富田林税務署からのお知らせ

◆ 所得税の確定申告について

平成17年分の所得税の申告と納税は3月15日まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は、3月31日までです。確定申告書は、自分で作成し早めに提出しましょう。

作成した申告書は、郵便などによる送付が便利です。

確定申告書の控えが必要な人は、申告書控えのほか返信用封筒(あて名を記入し、切手を貼付)を同封していただければ返送します。

医療費控除、住宅借入金等特別控除、中途退職などで還付申告をされる人の申告書の受付および記載指導は、2月15日以前でも提出することができます。

また、2月16日(木)から3月15日(水)までは、確定申告の受付を税務課でも行います(土・日曜日は除く)。ただし、医療費控除・住宅借

入金等特別控除・譲渡所得・山林所得・災害などによる雑損控除については、直接富田林務署へ申告してください（申告期間中の日曜日のうち、2月19・26日に限り、確定申告の相談・受付も行います）。

◆還付申告サポートセンターの開設

開設日	場所
2月1日(水)～10日(金) (土日は除く)	南河内府民センター 3階講堂 富田林市寿町2-6-1
2月1日(水)～8日(水) (土日は除く) 2月13日(月) 14日(火)	ノバティながの 多目的ホール 河内長野市長野町5-1-303
2月15日(水)～20日(月) 2月22日(水)～27日(月) (土日は除く)	SAYAKAホール 大会議室 大阪狭山市狭山1-875-1
2月15日(水)～28日(火) (土日は除く)	羽曳野市役所 別館 羽曳野市誉田4-1-1
2月1日(水)～14日(火) (土日は除く)	藤井寺市市民総合会館 別館 中ホール 藤井寺市北岡1-2-8

※時間は、午前10時から正午、午後1時から4時までです。(土・日曜日は除く)
※駐車場に限りがありますので、会場には電車・バスなどをご利用ください。

年金受給者や給与所得者で医療費控除、住宅ローン控除、中途退職者などで還付申告をする人のための申告会場（サポートセンター）を開設します。

サポートセンターでは、「確定申告の手引き」に基づいて申告書作成のアドバイスを行います。譲渡所得・贈与税の相談は受け付けておりませんので、確定申告期間中に税務署までお越しください。

納税は安全・便利な口座振替で、還付金の受取りは便利な口座振込で！

○納税などの口座振替は、納期限を忘れることがない、安全・便利な納税方法です。もし納期限に遅れて納税したときは、延滞税を納税しなければならぬ場合がありますので、「申告所得税」や「消費税」の納税にご利用ください。手続きは、「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」に金融機関名や口座番号などの必要事項を記入し、届出印を押印のうえ、税務署または預貯金を利用している金融機関に提出してください。

○還付金などの口座振込は、指定のあった預貯金口座に直接還付金を振込する方法で大変便利です。手続きは、

確定申告相談所の開設

相談会場	2月										3月									
	13月	14火	15水	16木	17金	20月	21火	22水	23木	24金	27月	28火	1水	2木	3金	6月	7火	8水	9木	10金
富田林市市民会館 富田林市栗ヶ池町2969-5 ☎251101				●	●	●	●		●	●	●	●		●	●	●		●	●	●
太子町自然休養村管理センター 太子町山田88 ☎985517													●							
河内長野商工会館 河内長野市昭栄町7-3 ☎539900				●			●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●
LIC はびきの 羽曳野市軽里1-1-1 ☎0729(58)2331				●			●	●	●		●						●	●	●	●
はびきのコロセアム 羽曳野市南恵我之荘4-237-4 ☎0729(37)3123													●	●	●	●				
藤井寺市商工会館 藤井寺市岡1-2-16 ☎0729(39)7047				●	●	●	●	●	●			●					●	●	●	●
藤井寺市市民総合会館分館 藤井寺市沢田3-6-36 ☎0729(52)7208 臨時電話													●	●	●	●				
大阪狭山市商工会館 大阪狭山市今熊1-540-3 ☎072(365)3194												●		●		●				●
美原町商工会館 堺市美原町北余部661-4 ☎072(362)0011	●	●	●	●		●		●		●		●		●		●		●		●

○所得税・個人事業者の消費税のために税理士が相談・指導を行います。なお譲渡所得・贈与税の相談は、税務署でお願いします。
○開設時間は、午前10時～正午、午後1時～4時です。(正午から1時までには相談を行っていません。
○来所者が多数の場合は、午前中の早い時間に当日すべての相談受付を締め切る場合がありますのでご了承ください。
★国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」【<http://www.nta.go.jp>】で確定申告書が作成できます。
〈問い合わせ〉富田林務署・(社)富田林納税協会・近畿税理士会富田林支部

にせ税理士に注意!!

還付申告書の「還付される税金の受取場所」欄に必要事項を記入し、税務署に提出してください。

続きなどを税理士に依頼される機会が多いこと便乗し、にせ税理士が申告書の作成などを行うことがありますので十分注意してください。

〈問い合わせ〉

富田林務署

☎243281

確定申告の時期には、税金の申告手

南河内清掃施設組合の 入札参加資格申請を受付

南河内清掃施設組合では、平成18年度～20年度の建設工事や測量・建設コンサルタントなどの業務への入札参加資格申請を受け付けます。

受付期間 2月1日(水)～20日(月)

提出方法 郵送のみ

提出書類 申請書提出要領に基づき作成

提出要領配布

受付終了日までの土・日曜日を除く午前9時30分～正午と午後1時～4時。配布場所は、南河内清掃施設組合第1清掃工場(富田林市大字甘南備2345)。なお、ホームページからダウンロードも可能。
http://www.minamikawati-seisousisetu.or.jp/

お問い合わせ

南河内清掃施設組合総務室
☎6584

ストップ地球温暖化デー

地球温暖化問題への意識を高めるために、大阪では今月から毎月16日を「ストップ地球温暖化デー」とします。

毎月16日は、いつもより意識して、家庭でできる温暖化対策である身近な省エネルギー(不要な照明の消灯、アイドリング

の停止など)に取り組みましょう。
お問い合わせ

大阪府地球環境課温暖化対策グループ
☎06(6941)0351
(内3856)

青年国際交流事業 に参加しませんか

内閣府では、将来を担う国際感覚豊かな青年を育成するため、さまざまな国際交流事業を実施しています。現在、平成18年度の「国際青年育成交流」、「日本・中国青年親善交流」、「日本・韓国青年親善交流」、「世界青年の船」、「東南アジア青年の船」事業の参加青年を募集しています。

お問い合わせ

●内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付国際交流第1担当
☎03(3581)1181
ホームページ
http://www8.cao.go.jp/youth/koryu1.htm

●大阪府生活文化子ども青少年課(企画推進グループ)
☎06(6941)0351
(内線4844)

「職場におけるセクシュアル ハラスメント問題」セミナー開催

南河内地域労働ネットワーク

では、職場におけるセクシュアルハラスメント問題を実際の判例をもとに、訴訟のリスクだけでなく企業の労務管理や企業の社会的責任などの広い視野から使用者の責任と対策について考えます。

日時 2月20日(月)
午後2時～4時

場所 羽曳野市立生活文化情報センター(LICはびきの)

大会議室

☎07295500

対象 中小企業の事業主、労務担当者および関心のある人

申込方法 電話またはFAX

定員 50人(先着順)

申し込み・問い合わせ

大阪府総合労働事務所南大阪センター
☎072(258)6533

中高年の働きたい 人から求人企業へ

中高年就職支援センターでは、登録された人の経歴や能力を公開して、再就職に向けた企業への積極的なアプローチを応援します。

場所 エルおおさか(大阪府立労働センター)南館4階

(谷町線天満橋下車西へ300m)

受付 午前9時30分～午後5時

45分(第1、3木曜日は午後8時まで)

申し込み・問い合わせ

大阪府総合労働事務所

中高年就職支援センター

☎06(6946)2609

社会福祉協議会から お知らせ

歳末たすけあい募金

歳末たすけあい運動には、皆さんの温かいご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。次のとおり報告させていただきます。

◎募金額 2,039,633円

(内訳)

●戸別募金 1,956,905円

●団体募金 76,824円

●陶芸クラブくすのき有志 26,824円

●喫茶あじさい 10,000円

●富田林医師会 20,000円

●大阪東部ヤクルト販売(株) 20,000円

●募金箱 5,904円

この募金額を次のとおり配分させていただきます。

◎配分額 2,039,633円

(内訳)

身体障害者(児)見舞金 230,000円

知的障害者(児)見舞金 100,000円

ねたきり老人見舞金 100,000円

老人クラブ連合会 100,000円

身体障害者福祉協議会 100,000円

ボランティア連絡会 50,000円

母子福祉協議会 30,000円

遺族会 30,000円

地区福祉委員会 300,000円

世代間ふれあい事業 993,000円

事務費 6,633円

寄付

ご芳志は、地域福祉の向上のために有意義に活用させていただきます。〈敬称略〉

社会福祉協議会善意銀行

◎大向 保(中津原73) 100,000円

◎旭日双光章受章記念として 旭日双光章受章記念として 50,000円

◎東浦幸孝(千早654) 50,000円

◎竹村 諭(森屋345) 100,000円

◎亡父清治の供養として 100,000円

◎お問い合わせ

千早赤阪村社会福祉協議会

☎720294

94

4

議会だより 第75号

— 編集 —
 議会広報
 編集委員会

12月定例会のあらまし

平成17年12月の千早赤阪村議会定例会（第4回）は12月6日に開会し、人事案件や条例制定・改正、補正予算など計11議案が提案されました。
 今期定例会では、行財政改革による手数料や使用料の改定案件が提案され、所管の常任委員会で慎重に審査を行い、20日の本会議最終日に討論を経て原案どおり可決しました。
 また最終日には、追加案件の審議や9名の議員が一般質問を行い15日間の定例会を閉会しました。

12月定例会議決結果一覧

案 件	議決結果
○固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意（全員）
○千早赤阪村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について	原案可決（全員）
○特別職及び教育長の給与の特例に関する条例の改正について	原案可決（全員）
○千早赤阪村税条例の改正について	原案可決（全員）
○千早赤阪村手数料条例の改正について	原案可決（多数）
○千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の改正について	原案可決（多数）
○千早赤阪村下水道条例の改正について	原案可決（多数）
○平成17年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6回）について	原案可決（全員）
○平成17年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について	原案可決（全員）
○千早赤阪村立郷土資料館設置条例の改正について	原案可決（全員）
○千早赤阪村立いきいきサロン設置条例の改正について	原案可決（全員）

常任委員会報告

● 総務民生常任委員会 ●

◆ 村税条例の改正

この改正案は、督促手数料を70円から100円に、納税証明などの手数料を200円から300円に値上げするというもの。審査した結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

◆ 手数料条例の改正

この改正案は、住民票、印鑑証明などの交付申請手数料などを値上げするというものです。住民票は他の市町村でも交付してもらおうとすることができる。手数料の安い市町村で交付してもらう人もでてくるのではないかと、の問いに、住民票は住所・氏名・生年月日・性別のみの記載であれば、他の市町村でも交付できるが、本籍などの記載分は他の市町村では交付できないとの答弁がありました。他に住民票や戸籍謄本など2枚になる場合の手数料は1件として扱うのか、などの質問が出ました。2枚にまたがるときは従来ど

本会議を傍聴してみませんか

傍聴にはむずかしい手続きはいりません。本会議当日、受付簿に住所、氏名などを記入していただくだけでなくても傍聴できます。定員は20名です（先着順）。次の定例会は3月です。詳しい日程などは議会事務局までお問い合わせください。
 ②0081（内線511）

● 産業建設常任委員会 ●

◆ 下水道条例の改正

この改正案は、下水道の使用料金を値上げし、消費税も内税から外税方式とするもので、平均水量23㎡の場合、現行より264円の値上げになり、改定率は全体で、消費税込み10・8%となります。

この改正案の主なものは、くみ取り料金の値上げです。現在くみ取りの委託料金は1人当たり1回480円です。このうち105円は村が負担していますが、これを50円に引き下げ、その分を住民に負担してもらおうとする内容です。くみ取り家庭が減り、公共下水道受益者が増える、公平さを保つ上でも合併浄化槽の補助を増やすべきではないか。条例改正の説明は、行政の責任で住民に十分説明し、理解を得てほしいなどの質疑や意見が出ました。この改正案は賛成多数で可決すべきものと決しました。20日の本会議ではそれぞれ全員一致・賛成多数で可決されました。3件とも4月1日から実施されます。

下水道事業の経営は、一般会計との間で適正な経費負担を前提とし、公営企業として独立採算性の下で行わなければなりません。現行の料金は供用開始より8年間据え置いており、増大する維持管理費や、面整備事業に伴う地方債も元利償還金の大半を一般会計からの繰入金に頼っている現状で、下水道事業の財政健全化を図るため値上げをするとの提案理由に基づき慎重に審査を行いました。その結果、今後の下水道事業の維持管理、経営を行っていく上で必要との理由により賛成多数で可決すべきものと決しました。20日の本会議でも賛成多数で可決され、4月1日から実施されます。

町村議会の改革と活性化

第2次地方（町村）議会活性化研究会の「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策」の中間報告ができました。その中で、議員定数の問題、報酬の問題について取り上げました。

議員定数の問題

町村の定数は法律で人口段階に応じ12人から26人の間で5段階の上限が定められています。

本村の場合、人口6800人ですから上限は18人になります。

議会の存立に議員が最低何人必要か、また人口規模に対して議員が何人必要かといった明確な理論的な根拠はありません。

中間報告ではこの問題に対し、議員数の完全条例化や上限数値の撤廃を提案しています。

また、議会活動の活性化により存在意義について住民の理解を深め、議会運営に支障をきたす削減は極力くい止めるべきと議員活動の真摯な取り組みをうながしています。

村では厳しい財政状況にあつて議員定数削減の問題が議会で取り上げられ、平成17年4月の選挙から2人減の10人となりました。

議員定数が問題になる原因は、議員の活動が住民の皆さんの目に見えないことや、情報を的確に伝えていないことにあると言われています。

私達議員もこの点を十分に反省し、留意する必要があります。

報酬の問題

中間報告では、議員の報酬について、調査し議論が交わされてはおりますが明確な結論は出ておりません。

「議員定数の削減要求と相まって、報酬引き上げには住民の抵抗感も強く、定数削減とセツトという妥協案の提案もあるが、それとは無関係にきちんと適正なものに引き上げようという意見もみられる。」といった程度です。

町村議会議員の報酬は従来から生活給的な色合いが薄く、他に職があり隠居仕事でしかやっていけないため、若い層が出られず、活力が生まれにくいという一般的な指摘もあります。

地方分権の進展や合併問題、行財政問題等難問が山積するなか、町村議員も専門職としての知識と責任が求められています。

しかしながら、地方自治体の置かれている状況はそれぞれ異なっている中で本村の場合は、自立をめざしながら合併も視野に入れるという厳しい状況にあります。

村議会も議員報酬については、新年度までに一定の方針を出す予定です。

研修レポート

公明党・共産党・無党派合同研修（8名参加） 「協働」による自立の村づくり

新潟県関川村

関川村は新潟県の北東部に位置し、人口が7300人の農業と観光の村です。農業は稲作が中心で、観光資源は村内4カ所の温泉場などです。

村は平成15年に、近隣の市町村との合併協議に参加せず、自立の道を選びました。

これについて村長は「合併するも自立するも、その困難さは同じこと。住民も自治体も、お互いにやれることは知恵と力を出し合って、『協働』という考え方で乗り切っていこうと考えている」と表明されています。

その考えに基づき、自立に向けて「村づくり条例」と「自立計画」が策定されました。

「村づくり条例」には行政・住民・議会のそれぞれの責任と役割が定められています。

本村の「元氣プラン」に相当する「自立計画」には、今後10年間の財政見通しと、村づくり計画が示されています。

村づくりに住民が参加する方法の一つとして、「村づくり推進事業」を行っています。例えば、村おこし事業として、特産品の開発や試作をする場合、そ



の費用の2分の1を補助するな

どです。平田村長は「住民に『協働意識』が育てば、自立はできる」と述べられました。本村の「元氣プラン」も住民の皆さんとの「協働」が欠かせません。

民間会社による農業経営

千葉県山武町 (株)ワタミファーム

農業経営を専門とする民間会社の農場を視察研修しました。

この会社は有機栽培、減農薬栽培に取り組み、安全で安心のできる農産物の生産をめざし、販売までを一括して行っています。

現在、北海道、群馬県、千葉県で農場を経営し、近畿では、京都府京丹後市に平成18年開設予定の農場があり、現在農地の

整備を行っています。

農場用地はすべて借地で、農業委員会を通じて契約をし、運営をしています。

全国での遊休農地は、約48万haと大変多く、また食糧自給率も約40%で、加えて農業従事者の高齢化も進み、65歳以上が約53%の状態です。

本村でも、農業従事者の高齢化は深刻で、後継者不足による

農業の衰退もみられ、今後の農業経営方針を考えなければならぬ大切な時期にきていると思

います。今回の研修は、本村の後継者の育成・農地の有効活用・農産物の生産向上を考える上で、今後の取り組みの指針になりました。

橋爪議員

いっばん質問

12月議会では、9人の議員が一般質問を行いました。
内容（500字以内）は、質問した議員の責任で作成したものです。

国勢調査結果による村への財政的影響

清井議員

○ 10月に実施された国勢調査によると、村の人口は平成12年と比較して430人減少した。国調人口は今後5年間の地方交付税に影響する。

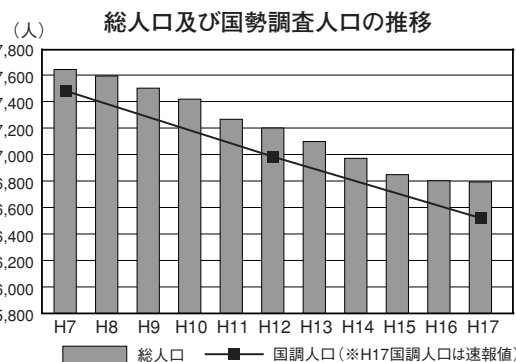
一、今回の人口減少に伴う交付税への影響額はどの程度か。
二、この影響額は「元気プラン」の財政見通しに反映されているのか。

○ 一、17年度の算定基準で計算すると約2800万円減と見込まれる。

二、「元気プラン」の財政見通しへの反映については、作成段階で国調人口は未確定であり、18年度の交付税制度が未定であったため反映していない。
○ 二 村の人口統計を見ていると、400人程度の減少は予測

組織・機構の見直し効果は

○ 10月から部制を廃止し、課制に移行した。この間の効果・影響をどう評価しているのか。
○ 体制見直しから2カ月で、まだ評価できる段階ではないが、決裁のスピードが速くなっ



た反面、調整等でもたつく場面もあると感じている。職員・管理職のスキルアップを図るなどして、より効率的な組織にしていきたい。

通学路の子どもの安全は大丈夫か？

浅野議員

○ 最近、小学生が下校途中に殺害されるという痛ましい事件が連続して発生している。本村の安全対策は大丈夫か伺う。

○ 本村においては、子ども達に防犯ブザーの携帯、自分で自分を守るプログラム学習の徹底、保護者や地域の方々による登下校の安全点検などを実施している。今後も、地域や警察な

ど関係機関との連携を強化し、通学路の安全点検、安全対策の再徹底を図り万全を期す。

○ 青色回転灯を装備した車両によるパトロールを考えては。
○ ボランティアによる子ども安全見守り隊により、支援をいただいている。青色回転灯の活用は今後の検討課題とする。

市街化調整区域の見直しを！

ていく。

○ 少子高齢化に伴ない、村の人口が10年前と比較して、極端に減少している。人口の増加が村の活性化につながるが、そのためには調整区域の見直しが必要ではないか。また、調整区域が発展を阻害しているのでは。

○ 無秩序な乱開発の防止のため、調整区域は必要である。
今年度が府下一斉の調整区域と市街化区域の見直し時期となっている。今回については、村の状況は府の見直しに当たっての基本方針に該当する区域がないが、今後開発動向も見ながら、森屋北部を市街化に向けて進め



森屋北部地域

財政健全と今後の村づくりは

- ⊗ 千早赤阪村元気プランが発表され、本村の財政再建に向かつてスタートするが、村長の決意を伺う。
- ⊗ 本村再建のため、住民に多くの負担をお願いするが、行政も徹底した効率化を図り、開かれた村政の運営を進め、最大の努力をする。
- ⊗ 元気プランの実施の計画はいつ頃できるのか。また、住民への公表の時期も伺う。
- ⊗ 実施計画の作成は、2月下旬頃を予定している。住民への公表もできるだけ早く行う。
- ⊗ 元気プラン周知のために、地域毎に説明会を行うとのことだが、いつ頃どのような方法で行うのか。
- ⊗ 実施時期は平成18年5月以降の予定で、説明会の主旨は村再生のための懇談会になると考えている。
- ⊗ 再建には収入の増加を図ることが大切だ。特に村税の徴収率の向上を図るべきだ。
- ⊗ 管理職を中心とした個別訪問による徴収や、滞納者への差押えなども実施している。大阪府が税務職員による代理徴収の



元気プランによる今後の村づくりは

制度も設けているので、積極的に活用していきたい。

⊗ 村再建のため住民に新たな負担をお願いするが、住民利便やサービスの向上に努力して欲しい。

早急にイノシシの捕獲対策を！

- ⊗ 銃器による捕獲は今年も2回実施され、かなりの成果を上げたと聞いているが、年々頭数が増えている。
- ⊗ 農作物の被害が甚大で住民は何とかしてほしいと訴えている。
- ⊗ 本村の対策としては現在、銃器による捕獲および農地を囲うトタン波板の無償貸与をしているが、本年は16頭を駆除したとの報告があった。
- ⊗ 村単独では限界があり、今後は広域的な対策等を府や国に働きかけていく。

村の子どもを危険から守るには

- ⊗ 立て続けに起きた小1女児殺害事件をきっかけに全国的に論議されているが、村の子どもの防犯ブザーの携帯は習慣化しているのか伺う。
- ⊗ 児童のブザー携帯は登下校時において必ず携帯し、使い方も指導を徹底している。
- ⊗ 防犯ブザーを携帯していることへのアピールについては、今後検討していく。

職員の育成推進を

- ⊗ 「元気プラン」の中の「諸課題に立ち向かう意欲と能力をもった職員の育成」、また「柔軟でかつ新鮮な発想で職務を遂行し、住民の信頼と期待に応えられる人材育成」をどう進めてきたのか。
- ⊗ 全職員が村を取り巻く状況、村の進むべき道について共通認識をもつことが必要。全職員を対象にした研修もしたい。また職員を評価する人事制度の創設も必要と考えている。職員の議会傍聴については検討したい。

グラントゴルフ場の代替地の進捗状況は



- ⊗ ナカバヤシ(株)より借地していたグラントゴルフ場を返還することになり、代替地を要望してきたが、現在の進捗状況について伺う。
- ⊗ 分校跡地の一部を活用する。利用するためには草刈や整地、各種資材の移動が必要で、老人クラブやナカバヤシ(株)の協力をいただき、現在整備を進めている。

介護保険料、利用料の村独自の減免を

- ⊗ 平成18年4月から、介護保険料の大幅値上げが予定されている。値上げされれば、払いたくても払えない人もでてくる。村独自の減免制度をつくるべきではないか。
- ⊗ 国は保険料について今の5段階から6段階に細分化し、低所得者に、よりきめ細かい配慮をすることになっている。村と

しては現行条例や規則の範囲でしか減免は考えていない。

地区補助金の

復活を

図 地区補助金は平成17年度は16年度の半分に削減された。区長会でも16年度なみに復活するよう要望している。18年度は16年度なみに復活するよう強く要望する。

図 現在、18年度の予算編成をしており、結論は出ていないが今後十分、検討、調整したい。



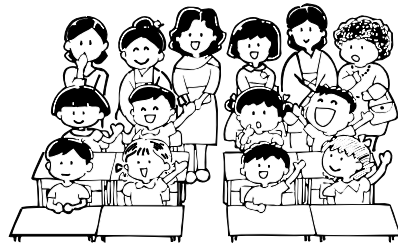
教育環境の整備を

関口議員

図 小学校問題審議会が「新設1校が望ましい」と答申したが、第2次財政健全化方策で凍結された。住民から「新設1校ではなく何校かの再編も含めて慎重に」という請願が出るなか、凍結が良かったというのが実感だ。その一方、多聞小のように、集団教育が成り立たない地域にとっては、再編を望む声もある。教育委員会の方針を伺う。

小中学校の雨漏りやマイク整備など早急に改善すべきだ。

図 児童は赤阪小を除き減少している。方針を出すに当たり、7月に校区懇談会やPTAの意見を聞いた。これを基に今後議会とも相談し方針を出したい。



施設は順次対応しているが、財政が厳しい中、村の職員で出来るものは応急措置している。

図 4校維持するのは厳しい。住民の意見を聞き、できるだけ早く態度を決めたい。

アスベスト対策について

図 アスベストの被害は早くから知られていた。政府の不作為により、ここまで拡大した。村公共施設のアスベスト使用状況調査結果と今後の対応を伺う。また撤去費用については、国や

府に求めるべきだ。

図 34の公共施設すべてを調査した結果、小吹台小学校音楽室天井の吹き付け材にアスベスト2%の使用が判明し、将来の劣化に備え、対策工事を行う。

小学校の統廃合は！

豊田議員

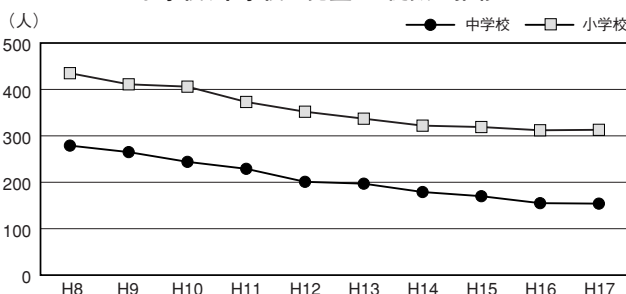
図 教育委員会は6月定例会以後3ヶ月の間、小学校のあり方について、地区懇談会を開かれたが、何のために開催されたのか。小学校の統合はあるのか。

図 17年7月から実施した各小学校別の懇談会は、教育委員会が小学校のあり方について住民の皆さんに意見を聞かせていたために開いた。平成14年度審議会の答申により新設1校への統合が望ましいとされているが、平成15年の財政健全化方策により、新設1校は平成19年度まで凍結するとの決定を行っている。

一方、本村の出生数は、平成15年30人、平成16年29人と減少してきており、4小学校の在校生の学年別と比較しても、4割程度少なくなっている。現在の財政状況は平成15年と比較しても非常に悪化してきており、今後の財政を考える時、1校の新設は、非常に厳しいと考えている。今後、17年7月の意見集約と、17年12月広報による意見の募集をふまえ、議会と相談しながら、村としての考え方を述べていきたい。

要望 各小学校には、色々な問題もあり、今すぐ結論を出すのは難しいだろうと思う。私は、統合には反対ではないが、結論は急がず結果を出して欲しい。

小学校、中学校の児童・生徒数の推移



児童の登下校の安全対策は

児童の登下校時の誘拐殺人事件に対する対応は。次代を担う子どもたちの人間形成の教育の場で起こることは、我々大人社会の責任でもある。

幼児・児童への不審者に対する指導を徹底し、様々な形で、家庭、地域、関係機関の連携をより一層強化するとともに保護

者への注意喚起と安全対策に万全を期す。

村全体で取り組むという視点で具体的な方策は。

社会を明るくする運動や区長会の会合において子ども達の安全確保をお願いし、今後の対策に提言をいただいている。

「元気な村づくり」くすのき号の復活を

ワンコインバスや小型バスを使った乗合タクシー事業を進める自治体が増えています。

くすのき号は、路線バスを補完し①交通弱者や高齢者外出支援事業と②「元気な村づくり」プロジェクトで村に来た人も利用できるようにするとの視点で「くすのき号」の復活運行を。

この間、さまざまな経過から廃止しました。復活する考えは持っています。



金剛山の峰々は、夜明け毎、薄化粧をしています。今冬は暖冬の子想から寒冬の日々です。

恒例の出初め式では、日頃の勤めの厳しさを表わすように、雪が舞う中で実施された一方、成人式は青年の門出を祝うかのよう青空のもとで行われました。

正月の新聞記事を拾い読みすると、夏から続く猛暑、冬の厳寒など異常気象が続けば、日本のはっきりとした四季折々の季節感も二季になりかねないと評しています。

暮らしに影響する増税に反対を

地域活性化方策の中で、住民、事業者、行政の協働による4つの方向性を示しているが、いつから着手するのか。

公募形式による、住民、事業者の参画を得て本村の活性化組織を年度内に立ち上げ、具体的な取り組みを始める。

分校跡地利用は

分校跡地の使用予定は。グラントゴルフ場の代替として当分の間使用できるように進めている。財政事情もあり、老人クラブの方々に協力いただき村の職員で整地を行っている。管理運営について検討し、早期使用に努力する。



老人クラブによる整地のようす

小泉内閣は、所得税、住民税の増税をします。この影響は。

定率減税半額で1478万円の増額、均等割り妻の非課税措置廃止で62万4千円程度増え、所得割の公的年金控除縮小で211人、高齢者の非課税措置廃止で311人の方が新たに課税になると試算しています。

増税は国保、介護保険料に影響します。所得額が基準となる保育料や就学援助への影響は。

国保料は総所得と保険料率で決まり影響しない。介護保険料は段階が上がる人もです。

保育料は国の基準です。所得階層によって影響が違います。就学援助は所得と需要額での支給です。影響は今後報告したい。

大企業優遇は残し、庶民への増税に村長として反対表明を。地方6団体で、税負担の公平化、地方財政の確保を常々要望している所です。

経済や暮らしでは、株高を景気回復の背景と語る声や株バブルと危惧する声は相反しています。くらしも、続く賃金の引き下げ、雇用の不安定化、家計には定率減税の廃止、医療・年金など、寒波が押し寄せ負担が増える中で、格差が広がり二極化の社会に進むと論評しているほどです。今冬の厳しさを象徴しているのではないのでしょうか。

このような格差を埋める政治の光こそが、いま求められていることを痛感したものです。

特集 元氣プランの取組み（行財政改革編）

4月から手数料・使用料の一部を改定します

みなさんのご理解・ご協力をお願いします

村では、昨年11月に健全な行財政運営の確立と地域の活性化を目指した「千早赤阪村元氣プラン」を策定し、その概要版を12月号広報に折り込み、住民の皆さんに公表してきました。

現在、元氣プランに基づき、期間中（平成17年度から平成21年度の5カ年）における行財政改革の具体的な取組み策である実施計画の策定作業を行っています。

今回の手数料・使用料の改定は、元氣プランにおける「受益者負担の適正化」の観点から改定するもので、元氣プランの重要な取組みの一つです。

昨年12月の定例村議会で条例の一部改正が可決され、4月1日から改定します。

▼手数料・使用料とは

行政が提供するサービスはさまざまありますが、そのサービスを受ける対象は全村民であったり、一部の村民であったりします。

特定の人のために提供するサービスは、その利益を受ける人に、要した経費の一部または全部を負担していただくものが、手数料・使用料です。

▼改定の考え方

今回の手数料・使用料の改定は、「経費や負担の公平性」の観点から、次の点に留意し、改定しました。

- 収入と経費の比較により検討（そのサービスを提供するための行政の負担が過大となっているものなど）
- 近隣の市町の状態や最近の見直し時期により検討

▼今後も見直しを継続

今回の改定以外で現在無料のサービス

スでも特定の人を対象とするものは有料化するなど、今後も「受益者負担の適正化」を図ります。

そして、村民の皆さんに負担を求め、当然、村自身もこれまで以上に徹底した事務の合理化・効率化に努め、コスト削減に取り組んでいきます。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

特別職などの給料削減

今回の手数料・使用料の改定に先立ち、平成18年1月から、さらに村長の給料カットを実施しています。

【給料カットの内容】

- ◇ 特別職
 - 村長の給料 ▲15% ▽ ▲25%
 - 助役・教育長の給料 ▲15% (現状)
- ◇ 一般職
 - 課長（代理）級 ▲6%
 - 係長級以下 ▲5%

【手数料の改定一覧表】

（単位：円/1件・1人・1頭）

◆千早赤阪村税条例			
名称	改正前	改正後	担当課
納税証明手数料	200	⇒ 300	税務課
督促手数料	200	⇒ 300	

◆千早赤阪村手数料条例			
名称	改正前	改正後	担当課
村税の賦課に関する証明手数料（村府民税課税証明、所得証明）	200	⇒ 300	税務課
土地、建物その他の資産に関する証明手数料（固定資産評価証明、家屋滅失証明）	200	⇒ 300	
営業に関する証明（営業証明）	200	⇒ 300	
租税特別措置施行令に規定する個人の新築または取得した家屋の証明手数料	200	⇒ 1,300	住民課
住民票写しの交付手数料（戸籍附票の写しを含む）	200	⇒ 300	
外国人登録事項に関する証明手数料	200	⇒ 300	
住民票の閲覧手数料	200	⇒ 300	
印鑑登録手帳交付手数料	200	⇒ 300	
印鑑に関する証明手数料	200	⇒ 300	
埋火葬に関する証明手数料	200	⇒ 300	
成年後見、保佐または破産に関する証明手数料	200	⇒ 300	
不在籍または住民基本台帳不記載に関する証明手数料	200	⇒ 300	
村道の幅員証明手数料	200	⇒ 300	
その他村の事務に関する証明手数料（地縁団体証明手数料など）	200	⇒ 300	関係課

◆千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例			
名称	改正前	改正後	担当課
一般廃棄物運搬業または処分業許可申請手数料	5,000	⇒ 10,000	住民課
〃 更新許可申請手数料	5,000	⇒ 10,000	
〃 変更許可申請手数料	5,000	⇒ 10,000	
浄化槽清掃業許可申請手数料	5,000	⇒ 10,000	
犬・猫死体処理取扱手数料（収集処理）	3,000	⇒ 3,100	
〃 （持込処理）	2,000	⇒ 2,100	
し尿汲み取り手数料（普通便槽）	375	⇒ 430	
〃 （簡易水洗）	750	⇒ 860	
〃 （無臭便槽・加算分）	220	⇒ 260	

【下水道使用料の改定一覧表】

区分	内容	改定前	改定後	
一般汚水	基本料金	300円	⇒ 336円	
	従量料金（1m ³ につき）	1～10m ³	80円	⇒ 89円25銭
		11～20m ³	100円	⇒ 110円25銭
		21～30m ³	120円	⇒ 131円25銭
		31～40m ³	140円	⇒ 157円50銭
		41～50m ³	160円	⇒ 178円50銭
		51～100m ³	180円	⇒ 199円50銭
		101～200m ³	200円	⇒ 220円50銭
201m ³ ～	220円	⇒ 241円50銭		

※改定後の使用料には、消費税および地方消費税を含んでいます。

※下水道使用料の算出方法

⇒基本料金+上記表より算定した額（1円未満は切り捨て）

（例）1カ月分の下水道使用量が32m³の場合、平成18年4月1日以降に使用される下水道使用料は、次のようになります。

【改定前】基本料金300円+従量料金（80円+100円+120円）×10m³+140円×2m³=3,580円

【改定後】基本料金336円+従量料金（89円25銭+110円25銭+131円25銭）×10m³+157円50銭×2m³=3,958円50銭
⇒1円未満切り捨て 3,958円

※下水道使用料は、4月使用分から改定します。

問い合わせ 秘書政策課

パブリックコメント募集

「健康ちはやあかさか21」
(素案)

(素案)

「老人保健福祉計画および介護
保険事業計画(第3期)」(素案)

(素案)

「健康増進法」(平成15年5月)が施行され、各市町村においても、住民自らが主体的に取り組める健康づくりの基本計画を策定することが求められています。村では、「健康ちはやあかさか21」の策定に向け、保健事業推進協議会や検討部会などで協議しています。

今後、村民の皆さんから計画(素案)に対するご意見・提言をいただき、最終的な計画を策定します。

村では、平成18年度から20年度までの3カ年の保健・医療・福祉をはじめとする総合的な高齢者施策の推進と介護保険制度全般の円滑な運営を図るため、「老人保健福祉計画および介護保険事業計画(第3期)」の策定に向け、計画推進委員会で協議しています。

今後、村民の皆さんから計画(素案)に対するご意見・提言をいただき、最終的な計画を策定します。

ご意見などの提出方法

【提出方法】

ご意見などは専用紙に記入し、「持参」「郵送」「ファックス」のいずれかの方法で提出してください。

○直接持参の場合

保健センター1階 健康福祉課

○郵送の場合

〒585-8501 千早赤阪村大字水分180 健康福祉課 宛

○ファックスの場合

FAX ⑦0201 千早赤阪村健康福祉課 宛

【募集期間】

「健康ちはやあかさか21」⇒2月1日(水)～10日(金)

「老人保健福祉計画および介護保険事業計画」

⇒2月6日(月)～15日(水)

※郵送の場合は、当日消印有効

【計画(素案)と専用紙を設置している場所】

保健センター1階、役場1階、小吹台連絡所、いきいきサロン(やまゆり・くすのき)、くすのきホール
〈問い合わせ〉健康福祉課

4月から障害者(児)福祉サービスなどの利用者負担額が変わります

昨年10月、障害のある人の自立支援を目的とした「障害者自立支援法」が成立し、4月から新たな仕組みが始まります。

利用者負担などの主な変更点

○障害の種類(身体障害・知的障害・精神障害)を問わず、障害のあるすべての人が同じ制度によってサービスを利用できます。

○面接調査や審査会による障害程度の認定が行われ、必要に応じてサービスの内容や利用量などを決定します。

○利用者負担は、サービスの利用量に応じて原則1割の負担になります(施設サービスには、食事・光熱水費などの負担も必要)。

○精神障害者通院医療・更正医療の制度が、新たに「自立支援医療制度」として共通のルールとなり、原則1割の自己負担が必要になります。

○利用者負担の軽減措置として、世帯の市町村民税課税状況や収入に応じて、1カ月あたりの負担上限額が設定されます。軽減を受けるためには、申請手続きが必要です。

〈問い合わせ〉健康福祉課

4月からもえるごみ専用(無料)

シールが変わります

村では、平成8年2月からごみ減量対策の一環として、1人2人世帯は30ℓのブルー半透明袋に30ℓ用シールを、3人以上の世帯は45ℓの乳白色半透明袋に45ℓ用シールを貼り、ごみを排出していただく「シール制」を導入してきましたが、「ごみの量に応じて袋を選択できないか」、「シールの種類で世帯の人数が分かり防犯上問題があるのではないか」など多くのご要望・意見が寄せられています。このような趣旨を踏まえ、ごみ

の共同処理を行っている近隣市町(南河内清掃施設組合加入団体)との調整により、平成18年4月から「もえるごみ専用(無料)シール」を1種類にし、世帯の人数にかかわらず、ごみの量に応じて袋を選べるよう、次のとおり変更します。

なお、「もえるごみ専用(有料)シール」の30・45ℓ用は変更ありません。

今後ともごみ減量対策にご協力をよろしくお願いたします。

〈問い合わせ〉住民課

現在のシール

30リットル袋用
もえるごみ専用(無料)
(平成17年4月1日から平成19年3月31日まで使えます)
ごみの減量にご協力を!
千早赤阪村

45リットル袋用
もえるごみ専用(無料)
(平成17年4月1日から平成19年3月31日まで使えます)
ごみの減量にご協力を!
千早赤阪村


↓

もえるごみ専用(無料)


30ℓ袋には1枚
45ℓ袋には2枚

平成18年4月から
平成20年3月末まで
ごみの減量にご協力を
千早赤阪村

変更後のシール
(4月以降)



30ℓ袋には
シール1枚を貼付



45ℓ袋には
シール2枚を貼付

ごみの出し方

30ℓのブルー半透明袋を使用する場合

○世帯別シール年間配付数

1～2人世帯	110枚(現行110枚)	5～6人世帯	280枚(現行140枚)
3～4人世帯	220枚(現行110枚)	7人以上世帯	340枚(現行170枚)

特定疾患患者・家族交流会の案内

日時 平成18年2月14日(火) 午後1時30分～3時30分
場所 富田林保健所 1階 多目的室
内容 「キーボード演奏による音楽療法～聞いて歌ってリラクセス～」
キーボード演奏者：西村有香子
※対象は、特定疾患医療受給者証および登録者証をお持ちの人です。

〈申し込み・問い合わせ〉

富田林保健所 ☎232681
☎247940



麻しん・風しんの予防接種が変わります

予防接種法の改正に伴い、平成18年4月1日からは、麻しん・風しんが混合ワクチンになり、2回接種になります。

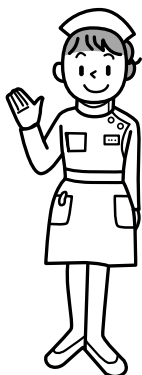
現在、麻しん・風しん予防接種の対象である1歳以上7歳6カ月未満の人で、麻しん・風しんの予防接種のどちらか一方または両方とも未接種の人は今年度中(平成18年3月31日まで)に完了してください。

改正内容

現行：1歳～7歳6カ月未満の人を対象に、麻しん・風しん各々のワクチンを1回ずつ接種

改正後：麻しん風しん混合ワクチンを第1・2期の2回接種

- 第1期：1歳以上2歳未満
- 第2期：小学校就学前日までの1年間(5歳以上7歳未満)



健康診査&相談など

種 類	月 日	受 付	対 象	
保健センター ☎720069	なかよし広場 (親と子の交流会)	2月14日(火) 2月22日(水)	午前10時 ～11時30分	0歳～幼稚園 入園前の乳幼児 と保護者
	あかちゃん広場 (交流会・遊び・相談)	2月22日(水)	午前10時 ～11時30分	0～1歳ごろま での乳幼児
	離乳食講習会 (あかちゃん広場に併設)	2月22日(水)	午前10時 ～11時45分	0～1歳ごろま での乳幼児の家族
	保健師による 健康相談 (電話・来庁)	2月28日(火)	午前10時 ～正午 (来庁の場合要予約)	健康・育児・介 護など相談を希 望する人
個別健康栄養相談	2月24日(金)	午後 1時30分～ (要予約)	食事療法が必要 な人、健康のた め食生活を改善 したい人	
いきいきサロン やまゆり	保健師による 健康相談	2月10日(金)	午前 9時30分 ～11時30分	健康・育児・介 護など相談を希 望する人
		2月8日(水)	午後 1時30分 ～3時30分	
富田林子ども 家庭センター ☎11331	子どもに関する 悩み相談	2月20日(月)	午前9時30分 ～正午 (場所：保健セン ター1階相談室)	子どもやその家 族で悩み(子ど もの発達、しつけ、 不登校、非行な ど)のある人

種 類	月日(祝日は除く)	受 付	備 考	
富田林保健所 ☎232681	一般健康相談	第3水曜日	午前 9時30分 ～10時30分	有料・予約制
	こころの健康相談	(月)～(金)	午前 9時30分 ～午後5時	予約制
	エイズに関する 相談	(月)～(金)	午前 9時30分 ～午後5時	電話相談も可
	血液検査 〔エイズ・梅毒〕 〔クラミジア〕	第1・3 水曜日	午後1時 ～2時	エイズ抗体検査 は無料、そのほ か手数料が必要 な場合あり
	血液検査 〔肝炎ウイルス〕	第1・3 水曜日	午前 9時30分 ～10時30分	有料・予約制
	療育相談 (身体に障害のある 児(18歳未満)の 医療・生活相談)	2月17日(金) (富田林保健所)	午後 1時30分 ～3時	予約制
	●飲用水・井戸水検査 ●腸内細菌検査 ●寄生虫卵検査	毎週月曜日 (月曜日が祝日 の時は翌日)	午前 9時30分 ～11時30分	有料

★相談や検査に関するプライバシーは守ります

みんなのひろば



青春じゅずつなぎ (189)

Tatsumi Akiko
小吹台 龍見 亜希子さん
 <20歳 山羊座>

近況は・・・
 プール学院短期大学の秘書科に通いながら、就職先のブライダルの仕事をしています。

夢は・・・
 世の中のカップルに素敵なブライダルプランを提供することです。

最近、楽しいと思ったことは・・・
 昨年の11月に高校時代の友達といっしょに流れ星を見に高野山までドライブに行ったことです。寒かったけど、とてもキレイで感動しました。

思い出のアルバムから・・・

5歳のとき、家族旅行で静岡県のわさび畑に行ったときです。(写真左)



千早赤阪村について・・・
 四季折々の自然が感じられ、また村で栽培されている野菜がとても新鮮でおいしいところが好きです。これからもこの自然を残していきたいです。

来月号は・・・
 中学校の同級生の坂巻 亮太君です。

坂巻さんへメッセージを・・・
 また、名古屋を案内してね

わがやのホープ



小吹 なりやま ゆうごくん
 (成山 裕悟)
 平成14年10月22日生まれ

心の優しい、強い人になってください。
 父・哲宏さん、母・恵美子さん



森屋 くすもと しょうたくん
 (楠本 翔大)
 平成10年3月8日生まれ

くすもと みくちゃん
 (楠本 実玖)
 平成16年4月30日生まれ

妹想いの兄、そんな気持ちも知らずやりたい放題の妹。兄妹ずーっと仲良しでいてね。父・和広さん、母・友香さん

参加者募集中

「みんなのひろば」は村民の皆さんのページです。
 楽しい話などいっぱい教えてください。
 また、広報紙への意見・情報などもお待ちしております。

切手 585-8501
 千早赤阪村役場
 広報ちはやあかさか係
 住所・名前・年齢・
 電話番号

祝 20歳の門出

● 成人式 ●

1月9日、くすのきホールで、成人式が開催されました。

今年、新成人となったのは、昭和60年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた若者たち。男子37人、女子29人は、式典を通じて大人への仲間入りを再認識していました。

また式典終了後には、アトラクションとしてシープスジュニア合唱団による「ハーモニー」、「光るこみち」が合唱され、新成人たちの20歳の門出を祝福しました。



◀シープスジュニア合唱団による合唱

防火・防災への誓いも新たに

● 消防出初式 ●

1月7日、村民運動場で恒例の消防出初式が実施されました。

雪の降る寒風厳しい一日でしたが、式典では、優良消防団員に表彰状が授与されたほか、村消防団員と富田林市消防本部千早赤阪分署員による一斉放水がサイレンを合図に行われ、災害のない村を願い、改めて危機管理・危機意識の徹底と初動体制の大切さをお互い確認し合いました。



▲放水訓練



▲入場行進

急増したキャッシュカード被害

偽造されたり盗まれたりしたキャッシュカードで何者かに預貯金を不正に引き出される事件が急増しています。被害にあった預金者を保護する法律ができましたが、預金者もキャッシュカードの管理には十分注意しましょう。

■スキミングで偽造

カードの偽造は、カードの磁気情報を機械で不正に読み取るスキミングという技術が使われることが多いようです。
※スキマーという機械を使用し、カードの磁気記録を読み出し、コピーを作り不正使用する行為。

■暗証番号では守りきれない

カードが盗まれても、暗証番号が知らなければATMから現金を引き出されることはありません。生年月日にちなんだ暗証番号など他人が類推しやすい番号にしなれば安全だと考える人が多かったのです。ところがこの常識も怪しくなりました。盗難カードの被害者の中には類推しにくい暗証番号を設定していた人も目立ちます。

盗難カードによる引出し被害は、偽造カードによるものより大きいとみられます。

■被害者の声を反映して法制化

平成16年偽造・盗難カード対策が検討され、預金者を保護する法律が成立しました。この法律では、現金をカードで不正に引き出された被害について、金融機関が保証するとしています。

ただし、消費者に重大な過失があったときは補償されません。偽造しにくいICカードや手のひらの静脈や指紋を使って預金者の本人確認を行う、生体認証を導入する銀行が出てきています。

カードによる引き出し限度額を小さくする対策は、多くの銀行が実行しています。預金者も、暗証番号を他人に知られないように、また、カードを盗まれることのないようにする努力が求められます。

【問い合わせ】大阪府消費生活センター ☎06(6945)0999

俳句コーナー

お茶の花蕊を大きく描きけり 清井千代子
野の道の落葉の道となりけり 清原隆雄
石路の花入江を満たす潮の色 下門信子
黒猫の耳よく動く日向ぼこ 道堀みさ江
人声の気配に零余子こぼれけり 藤井かつ子
注連縄を絢ふ指先の男振り 向 栄美子
銀杏ひろふだけの賽銭たてまつる 矢倉菜女

社会保険事務所職員などを

かたむねる詐欺にご用心

最近、社会保険事務所の職員などを装った詐欺事件が多発しています。次の点に留意してください。

- 社会保険事務所の職員は、身分証明証を携帯しているの
で、提示を求めましょう。
- 年金や健康保険の申請に手数料がかかることはありません。
公務員などを名乗って身に覚えのない金銭を要求さ
れた場合は、担当部署に電
話などで確認をしましょう。
- 不審な電話や文書を受け取
った場合は、社会保険事務
所に連絡ください。

【問い合わせ】

天王寺社会保険事務所
☎06(6772)7531



今月の
新刊

◆一般書

半島を出よ(上・下) (村上龍)
家守綺譚 (梨木香歩)
夜のピクニック (恩田陸)
ぼくとひかりと園庭で(石田衣良)
刺客春秋 恋敵 (鳥羽亮)

◆児童書

おもちゃとん(わたなべゆういち)
シツプ船長とゆきだるまの
ユキちゃん (かどのえいこ)

◆お知らせ

【蔵書点検】
平成18年2月15日～28日まで
蔵書点検のため休室します。期
間中はご不便をおかけしま
すが、ご協力よろしくお願
いします。

【図書ボランティア募集】

蔵書点検中、2～3時間程度
都合のつく日にお手伝いして
くださる人を募集します。
仕事内容は、書架からの本の
出し入れ、リサイクル本の処
理です。

【お問い合わせ】

社会教育課 ☎1300

【おはなし会】

日時 2月8日(水)
午後2時

場所 こせ幼稚園
対象 幼児

申し込みに必要な書類など

- 申込書（事務局にあります）
- 写真（6cm×5cm）1枚
- 印鑑（認印可）

〈申し込み・問い合わせ〉

千早赤阪村社会福祉協議会

☎20294

催し

みなみかわち歴史回廊

〈中世の浪漫を訪ねて〉

華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会では、今なお残る歴史をテーマに、古墳、寺社、文化遺産など歴史を訪れるハイキング「中世の浪漫を訪ねて」（3回シリーズ）を行います。ぜひ参加ください。

日程 2月26日（日）

集合場所 近鉄南大阪線 上の太子駅前ロータリー（受付）

受付時間 午前9時30分～10時（小雨決行：3月5日予備日）

費用 無料（拝観料等は自己負担）

コース 近鉄上の太子駅（受付）→叡福寺→西方院→用明天皇陵→近つ飛鳥博物館→大ヶ塚寺内町（大念寺・顕証寺）→富田林市寺内町（旧杉山家住宅）→錦織神社→南海金剛駅（徒歩約15km）

特典 参加した人に毎回抽選で100人に参加賞をプレゼントなど

〈問い合わせ〉

- 華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会事務局（河南町地域振興課内）☎2500
- 近鉄大阪ハイキング係☎06（6775）3566
- 南海テレフォンセンター☎06（6643）1005

南河内ぶどう塾

南河内農と緑の総合事務所では、太子町でぶどう栽培の支援を希望する府民を対象に「平成18年南河内ぶどう塾」を開催します。

年々、担い手の減少と高齢化などにより耕作放棄園が増え、その対策が強

く求められています。

今回のぶどう塾では、地元農家の協力のもと、受講生がぶどう栽培や農業への理解を深め、ぶどう産地の支援者として活躍いただきたいと考えています。参加ください。

開催日 2月21日（火）～9月12日（火）の間で全20回予定（詳しい開催日は事務局まで問い合わせてください）

場所 太子町内ぶどう塾研修園など（近鉄南大阪線上の太子駅から約4km（バスはなし））

受講料 無料（現地までの交通費などは実費）

定員 30人（応募者多数の場合は抽選）

応募方法 往復ハガキに①住所、②氏名、③年齢、④電話（FAX）番号、⑤職業、⑥農業経験、⑦農業に関して思うことを記入し郵送してください。

応募期間 2月1日（水）～13日（月）（必着）

〈申し込み・問い合わせ〉

〒586-0031 富田林市寿町2-6-1

大阪府南河内農と緑の総合事務所 農の普及課 ぶどう塾担当

☎251131（内線269）

☎250425

なかよし作品展

南河内地区小・中学校の養護学級と、大阪府立富田林・藤井寺の二つの養護学校の児童・生徒の1000点を超える作品を一堂に集めた「なかよし作品展」を開催します。

日時 2月15日（水）～17日（金）

午前9時～午後8時

ただし、17日（金）は午後3時までです。

場所 すばるホール 3階展示室（富田林市）

主催 南河内地区小・中学校養護教育研究会

〈問い合わせ〉

学校教育課 ☎21300

相談

教育相談

子育てや学校生活などについて、わからないことや困っていることはありませんか。秘密は固く守られますので、気軽に相談ください。

日時 2月10日（金）・17日（金）

午前10時～正午（要予約）

場所 くすのきホール 視聴覚室

費用 無料

相談員 佐藤むつこさん（臨床心理士）

〈予約・問い合わせ〉

学校教育課 ☎21300

人事

人権擁護委員の委嘱

人権擁護委員が、1月1日付けで新たに委嘱されました。（敬称略）

●新しく委嘱された人権擁護委員

田村 登（二河原辺36-5）

☎21425

●現委員

田中鈴代（小吹68-889）

☎27387

西浦玲子（吉年260）

☎20382

〈問い合わせ〉 住民課

平成17年度住宅市場 動向調査にご協力を

国土交通省では、毎年2月から3月にかけて「住宅市場動向調査」を実施します。

調査対象期間中に新たに住宅を取得された人や賃貸住宅へ入居された人などを対象に、アンケート調査を実施するもので、今後の住宅政策の検討及び立案の基礎資料に活用されます。

調査票の郵送があった場合や調査員がお伺いしたときは、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

〈問い合わせ〉

国土交通省住宅局住宅政策課

☎03（5253）8111（内線39234）

助成の内容

健康保険証を使って診療（保険診療に限る）を受けたとき、医療機関に支払う医療費の自己負担額の一部を助成。

〈問い合わせ〉 保険課

老人医療助成の申請を

現在老人医療証を持っていない65歳以上70歳未満の人で、次の条件に該当する場合は対象となりますので申請してください。

対象条件

- ①65～69歳で「障害者医療」「ひとり親家庭医療」の対象者
- ②精神・結核・特定疾患医療などの医療を受けている人（一定の所得制限があります）
- ③昭和14年10月31日までに生まれた人で世帯全員が市町村民税非課税世帯の人

申請手続に必要なもの

- ①健康保険証、②印鑑、③世帯全員の市町村民税非課税証明書または精神・結核・特定疾患を証明する証書

助成の内容

健康保険証を使って診療（保険診療に限る）を受けたとき、医療機関に支払う医療費の自己負担額の一部を助成。

〈問い合わせ〉 保険課

国民年金

源泉徴収票が送付されます

国民年金や厚生年金保険などの老齢を支給事由とする年金（老齢基礎年金・老齢厚生年金・老齢年金・通算老齢年金など）を受けている人に「平成17年分公的年金等の源泉徴収票」が1月末までに社会保険業務センターから送付されます。

この源泉徴収票には、平成17年中に受けられた年金額、源泉徴収された所得税額、介護保険料額などが記載されていますので、所得税の確定申告をする際は添付書類の一つとして必要になります。

紛失や2枚以上必要な場合は、社会保険事務所で再交付の申請をしてください。

なお、障害年金や遺族年金などは課税対象となっていないため、この源泉徴収票は送付されません。

〈問い合わせ〉

天王寺社会保険事務所
☎06 (6772) 7531

国民年金集合徴収・年金相談

国民年金保険料や年金受給資格などの相談に応じる年金相談や集合徴収を天王寺社会保険事務所が行います。年金について不明な点があれば、ぜひこの機会に相談してください。また、保険料の納め忘れがありましたら納めてください。案内状の届いた人をはじめ、どなたでも気軽にお越しください。

相談・徴収日

2月8日(水)午前11時～午後3時30分
場所 いきいきサロンくすのき（健康相談室）

〈問い合わせ〉

- 天王寺社会保険事務所
☎06 (6772) 7531
- 村保険課

募 集

テニス初・中級者講習会 受講者

村テニス連盟では、初心者・中級者を対象とした第39回講習会を開催します。

日時 3月12日(日)～毎週日曜日
各回共午後1時～(全6回)

場所 村立テニスコート

費用 4,000円

定員 20人（先着順）

受付 3月3日(金)まで

〈申し込み・問い合わせ〉

瓦谷義弘 ☎@7644

トレーニング講習会 受講者

日時 3月19日(日)
午前10時～（2時間程度）

場所 トレーニングルーム（2階）

内容 トレーニングマシンの使用方法

トレーニングの基礎理論

資格 16歳以上の人

定員 15人（先着順）

受付 3月17日(金)の午後5時まで

服装 運動のできる服装・室内用シューズ・タオル

費用 無料

※トレーニングマシンはこの講習を受けた人でないと利用できません。

※トレーニング講習会は2カ月に1回（奇数月）第3日曜日に実施

〈申し込み・問い合わせ〉

海洋センター ☎@7183

防衛庁自衛官 幹部候補生(一般・技術)

将来の自衛隊を担う幹部自衛官を養成するコースです。

応募資格

日本国籍を有する20歳以上26歳未満の者（22歳未満の者は大卒見込み含）

受付

4月初旬～5月初旬

試験日

5月下旬（1次）、6月下旬（2次）
合格発表 6月中旬（1次）、9月上旬（最終）

身分・待遇・その他

- 身分は特別職国家公務員
- 昇給年1回、諸手当有り、完全週休2日制、年次休暇（年24日）など

〈申し込み・問い合わせ〉

自衛隊富田林募集事務所
☎@3799

山ゆり作業所臨時職員

山ゆり作業所運営協議会では、山ゆり作業所の臨時職員を次のとおり募集します。

募集人員 1名

年齢 50歳まで（経験者優遇）

勤務場所 山ゆり作業所(小吹68-780)

勤務内容 山ゆり作業所内外での作業実習などの指導および通所者の介護

勤務時間 午前9時～午後3時30分
週2日程度の勤務

賃金 4,300円

受付 2月10日(金)～28日(火)

福祉

児童手当

10月から2月分の児童手当を2月10日(金)に振り込みます。受給している人は口座への入金を確認してください。

支給月額

- 1人目および2人目の児童 5,000円
 - 3人目以降は1人につき 10,000円
- 住所、受給者、児童数などに変更があった場合は、必ず届けてください。

受給者がサラリーマンで、厚生年金などに加入している場合、退職や転職をすると受給資格がなくなることがあり、後日返還金が生じる場合があります。このような場合は、引き続き受給できるか問い合わせてください。

〈問い合わせ〉健康福祉課

児童扶養手当と特別児童扶養手当

児童扶養手当

母子家庭や父が重度の障害の状態にある児童が監護される家庭の生活の安定、自立の促進と児童の健全な育成を図ることを目的として支給されます。手当を受けることができる人

次のいずれかに当てはまる18歳までの子どもを育てている母、または母に代わって子どもを育てている人

- ① 父母が離婚した
- ② 父が死亡した
- ③ 父が政令で定める重い障害がある
- ④ 父の生死が明らかでない
- ⑤ 父が引き続き1年以上遺棄している
- ⑥ 父が法令によって1年以上拘禁されている

⑦ 母が婚姻によらないで出産した(18歳に到達する日以後、最初の3月31日まで手当を受けることができます。また、一定の障害のある場合は20歳未満の間、受けることができます。)

ただし、次のいずれかに当てはまるときは受けられません。

- ① 母・養育者・子どもが日本国内に住所がない
- ② 母・養育者が公的年金や遺族年金を受けることができる(老齢福祉年金は除く)
- ③ 子どもが、父または母の死亡によって支給される公的年金や遺族補償を受けることができる
- ④ 子どもが、父に支給される公的年金の額の加算対象になっている
- ⑤ 子どもが、里親に委託されている
- ⑥ 子どもが、母子生活支援施設・保育所・通園施設以外の児童福祉施設に入所している

手当額(月額)

- 全部支給 41,880円
 - 一部支給 41,870円~9,880円
- (児童が2人の場合5,000円加算、以下児童が1人増すごとに3,000円加算)

※児童扶養手当には所得制限があり、所得が一定額以上あるときは、手当の一部または全部の支給が停止されます。

※手当額は毎年変更の可能性がありま

特別児童扶養手当

障害児を育てている家庭を援護し、子どもの福祉の増進を目的として支給されます。

手当を受けることができる人

20歳未満の、精神または身体に一定の障害のある子どもを育てている父か

母、または父母に代わって子どもを育てている人

ただし、次のいずれかに当てはまるときは受けられません。

- ① 父・母・養育者または子どもの住所が日本国内にない
- ② 子どもが、母子生活支援施設・保育所・通園施設以外の児童福祉施設に入所している
- ③ 子どもが、障害を支給事由とする公的年金を受けることができる

手当額(月額)

- 障害の程度が定められた基準の1級に相当する場合 50,900円
- 2級に相当する場合 33,900円

※特別児童扶養手当には所得制限があり、所得が一定額以上あるときは、手当の全部の支給が停止されます。※手当額は毎年変更の可能性がありま

〈問い合わせ〉健康福祉課

ひとり親家庭医療助成の申請を

平成16年11月の制度改正で、父子家庭などについても助成対象になりました。次の条件に該当する場合は対象となりますので申請してください。

対象条件

- ① 18歳未満の児童および18歳に達した日からその日以降の最初の3月31日までの児童

- ② ①の児童を監護する父または母
- ③ 父母のいない①の児童を養育する養育者

(所得制限あり。例：2人世帯230万円)

申請手続に必要なもの

事前に保険課まで問い合わせください。

施設電話番号案内

名	称	所在地	電話	名	称	所在地	電話
千早赤阪村役場		水分180	☎0081	保健センター・健康福祉課		水分195-1	☎0069
小吹台連絡所		小吹68-830	☎7600	診療所 診療受付(月)~(金) (土・日祝休診)	保健センター内		☎0038
くすのきホール・教育委員会事務局		水分263	☎1300	午前9時~11時30分 夜間診療(火)・(金) 午後6時~8時			
村立郷土資料館(月曜日休館)		水分266	☎1588	社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会			☎0294
B & G 海洋センター(月曜日休館)		東阪255-1	☎7183	赤阪土地改良区		水分180	☎0081
学校給食センター		桐山258	☎1112	金剛山ロープウェイ千早駅		千早9	☎0128
いきいきサロンやまゆり(月曜日休館)		小吹68-780	☎7005	村営宿泊施設「香楠荘」		千早1313-2	☎0321
いきいきサロンくすのき(日曜日休館)		二河原辺8-1	☎1705	富田林市消防署千早赤阪分署		東阪77-1	☎1755

◎火災・救急車依頼は119番 ◎小児救急は☎251122 ◎休日診療所 ☎281333

平成17年度第1号介護保険料の納付
口座振替は、2月24日(金)です。
平成18年2月28日(火)です。
〈問い合わせ〉健康福祉課

ごみ収集

燃えるごみ	2月3日(金) 7日(火)・10日(金) 14日(火)・17日(金) 21日(火)・24日(金) 28日(火) 3月3日(金) 7日(火)
粗大ごみ	2月1日(水) 3月1日(水)
プラスチック製 容器	2月9日(木) 23日(木)
ペットボトル	2月16日(木)
空き缶・空きびん	2月22日(水)

お詫び

1月号のごみ収集日(空き缶・空きびん)に誤りがありました。
 ご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

し尿収集

各地区ミゼット車	2月14日(火)予定
森屋、川野辺、水分 二河原辺、桐山 吉年	2月27日(月)予定
千早、東阪 小吹、中津原	2月28日(火)予定

相 談

心配ごと	2月2日(木)・16日(木) 3月2日(木)
児 童	2月2日(木) 3月2日(木)
行 政	2月16日(木)

時間 午後1時～3時
 場所 保健センター1階(相談室)

人の動き

総人口 6,794人(-8)
 男 3,247人(-4)
 女 3,547人(-4)
 世帯数 2,321戸(+2)
 12月末日現在、()は対前月比

金剛山と 太平記の村



千早赤阪村

金剛山ぐるり・自然満喫コース

■ 金剛山樹氷まつり

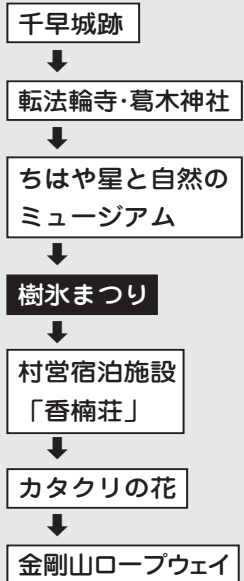
1年で最も寒くなる1月から2月にかけて、金剛山の山頂あたりは、しばしば霧氷で白く染まります。霧氷とは空気中で0℃以下に冷やされながらも凍らない霧の粒が、何かにぶつかって風上側につきつぎと凍ってできたものです。霧氷には、できるときの気象条件によっていくつかの種類がありますが、樹木にぶつかって瞬間的に凍ったものは、色が白く、樹氷とよばれます。気温が低くて霧が濃く、そして風が強吹いた後には、海老の尻尾のような形に伸びた樹氷が金剛山でも見られます。



村では、毎年、「樹氷まつり」を開催し、各種イベントを催すなど広く登山愛好家に親しまれています。一度、雪の中に咲く美しい樹氷の花を満喫しませんか。

《2006金剛山樹氷まつり》

- 日時 2月5日(日) 午前9時～
- 場所 ちはや園地ピクニック広場、ちはや星と自然のミュージアム
- イベント内容
 - 先着1,000人に温かい豚汁をプレゼント
 - お楽しみ抽選会(ロープウェイ利用者に限る)
 - ガイドウォーク、雪の結晶クラフト体験など
- 問い合わせ
 - 金剛山ロープウェイ「金剛山駅」 ☎740210
 - 村営宿泊施設「香楠荘」 ☎740321
 - ちはや星と自然のミュージアム ☎740056



トピックス

手作りピザを焼こう!!

～ちはや園地で手作りピザ体験～

ちはや園地金剛山キャンプ場でアウトドア・クッキングにチャレンジ! 金剛山のふもとで採れた新鮮な食材をトッピングして、手作りピザを焼きます。

焼きたてのアツアツピザを、早春の金剛山でほおばろう!

日 時 3月21日(祝) 正午～午後3時30分

場 所 ちはや園地金剛山キャンプ場

参加費 ひとり500円 定員 20人(申し込み先着順)

持ち物・服装 温かく動きやすい服装、軍手、タオル、マグカップ

〈問い合わせ〉

ちはや星と自然のミュージアム ☎740056